

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、2023年(令和5年)5月25日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0525第2号」により、下記の検査項目に検査実施料の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2023年(令和5年)5月25日から適用

● 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
FLT3遺伝子検査	4200点

● 保険収載内容 一部変更 下線部分に変更・削除されました。

検査項目	FLT3遺伝子検査
診療報酬 点数表区分	「D006-14」 FLT3遺伝子検査
保険点数/判断料	4200点 / 遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
留意事項	(1) FLT3遺伝子検査は、 <u>再発又は難治性の急性骨髄性白血病</u> (急性前骨髄性白血病を除く。)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 ～(略)～

※受託未定